第２章

総論

１　本県の男女共同参画の現状

２　考慮すべき社会情勢の変化

３　基本的な考え方と特に注力する事項

４　目指す姿と施策の体系

５　モニタリング指標

1　本県の男女共同参画の現状

第５次計画では「領域Ⅰ：仕事と暮らしの充実」「領域Ⅱ：男女双方の意識改革」「領域Ⅲ：安心して暮らせる環境の整備」「領域Ⅳ：推進体制の整備等」という４つの領域ごとに具体的な取組と成果指標を定め、取り組みました。それぞれの指標等に対して、本県の男女共同参画の現状を確認します。

（1）　領域Ⅰ「仕事と暮らしの充実」

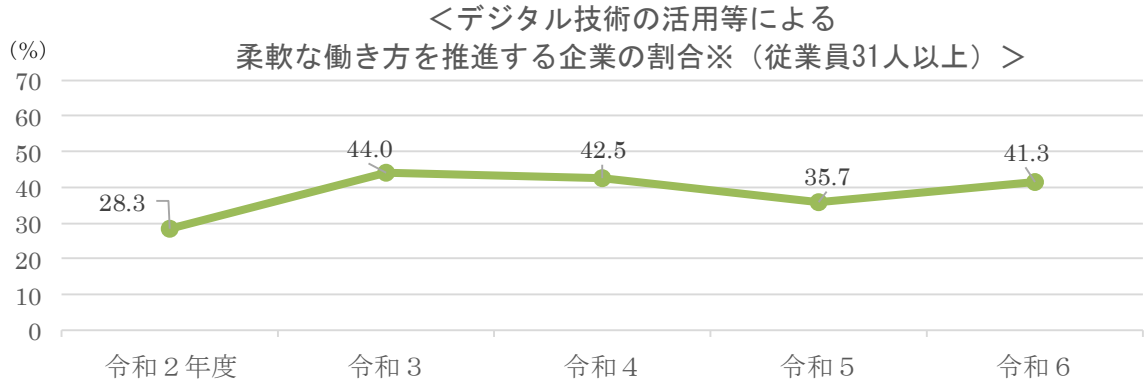
テレワーク等の有効性の理解と導入を促進する取組や、男性が育休休業を取得しやすい職場環境づくりへの意識醸成、ニーズに応じた質の高い保育等の提供に向けた取組等を進めました。テレワーク等の柔軟な働き方に取り組む企業数①は、令和３年度以降は 40%前後で概ね横ばいとなっています。男性の育児休業取得率②は上昇傾向ですが、その取得率や取得期間は女性と比べ低い水準にあり、更なる取得促進と取得期間の長期化が必要です。なお、就労している保護者の子供の受け皿である保育所の待機児童数③は減少傾向にあります。

また、県内企業の経営者等への女性活躍に向けた理解促進や、離職した女性の再就職支援等に取り組み、女性の就業率④は増加基調にあり、いわゆるM字カーブの底は浅くなってきていますが、管理職等指導的立場に占める女性の割合⑤は 20%程度で横ばいで推移するなど、引き続き、企業内での登用促進などに取り組む必要があります。

仕事と暮らしの両方において充実した生き方を選択できる社会の実現に向けて取り組んできたところですが、「日々の仕事や生活に追われ、暮らしの充実は非現実的」と考える人の割合⑥は令和５年度以降、概ね 30%で横ばいとなっており、また、家庭における夫婦の家事・育児関連時間は妻が夫の約４倍となっており、妻に偏っている傾向が見られます。

①　テレワーク等の柔軟な働き方に取り組む企業数

コロナ禍を契機にテレワーク等、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方に取り組む企業は一時的に増加したものの、コロナ禍が収束し、多くの企業が対面での打ち合わせ等に移行したことで、40%前後で概ね横ばいとなっています。

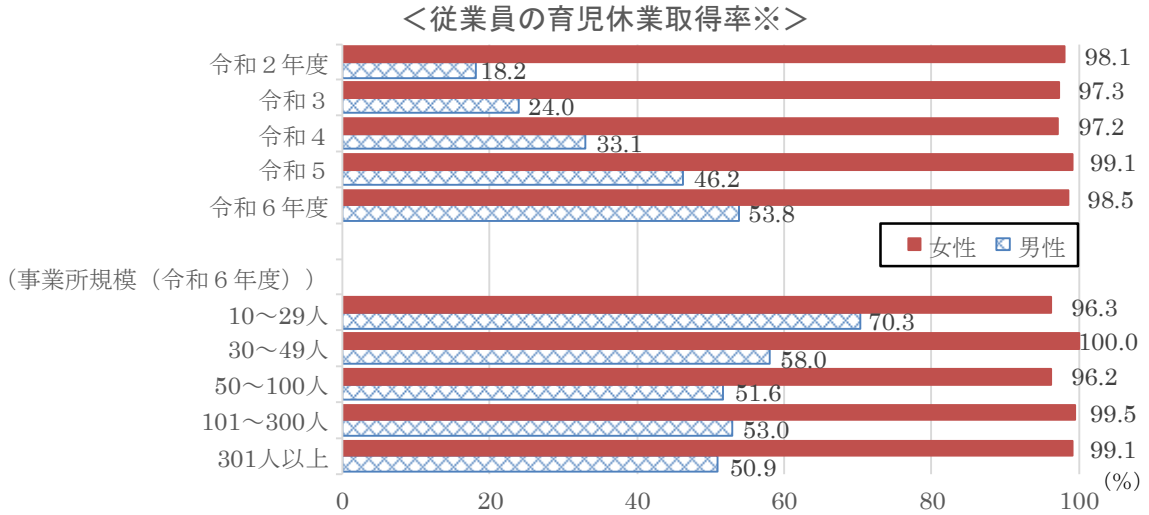


※働き方改革に取り組んでいる企業のうち、「在宅勤務」「モバイルワーク」「サテライトオフィスの利用」「社内外の会議や顧客等との打ち合わせのオンライン化」のいずれか１つ以上を実施している企業の割合

（広島県「広島県職場環境実態調査」を基にわたしらしい生き方応援課作成）

②－１　男性の育児休業取得率

県内企業における育児休業取得率について、男性は令和２年度から35.6ポイント増加しましたが、男性と女性の取得率には依然として、大きな開きがあります。

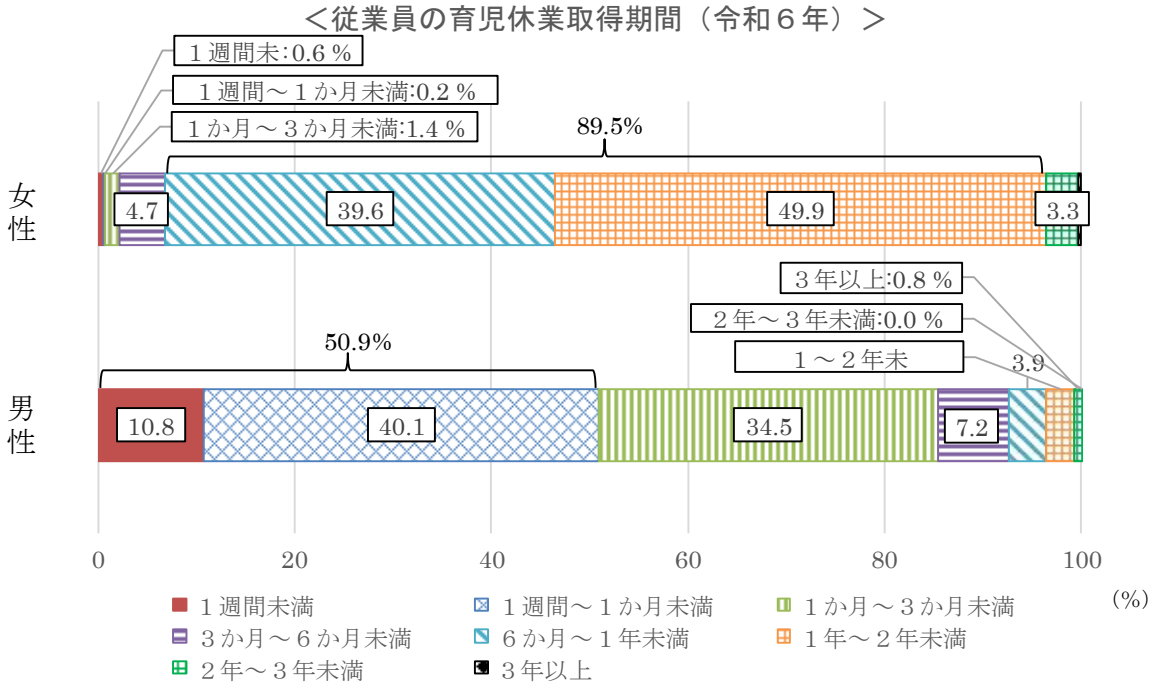


※調査対象年度（４月１日から翌年３月31日まで）の育児休業対象者のうち、育児休業を取得した者の割合

（広島県「広島県職場環境実態調査」を基にわたしらしい生き方応援課作成）

②－２　男性の育児休業取得期間

県内企業における育児休業取得期間について、女性は6か月から2年未満の取得者が全体の90%程度に上る一方で、男性の過半数は1か月未満となっています。

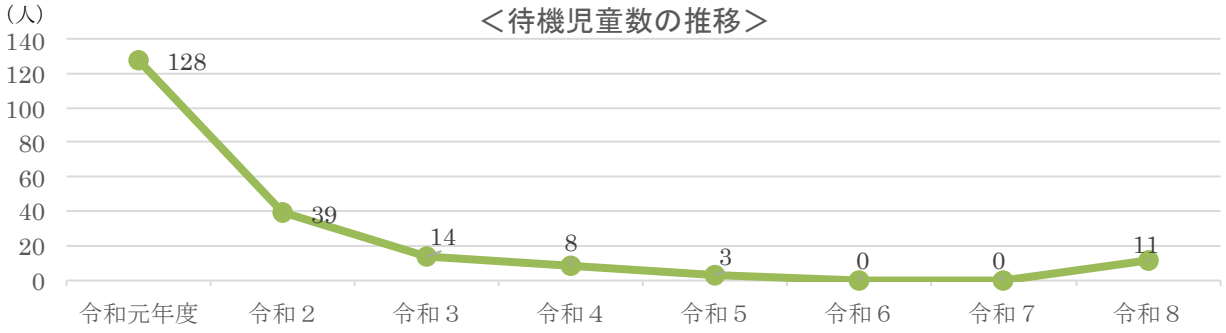


※調査対象年度（４月１日から翌年３月31日まで）の育児休業対象者のうち、育児休業を取得した者の割合

（広島県「広島県職場環境実態調査」を基にわたしらしい生き方応援課作成）

③　保育所の待機児童数

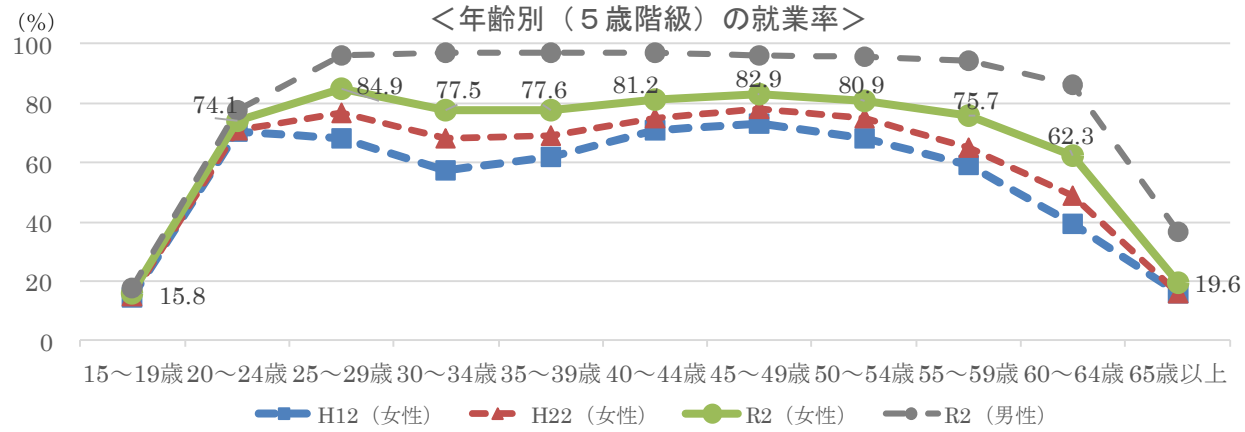
市町と連携して保育の受け皿の拡大を図るとともに、保育士人材バンク等による保育士の確保を積極的に進めてきた結果、令和６年４月１日時点で待機児童数０人となっていましたが、令和８年４月１日時点では 11 人となっています。



（広島県健康福祉局調べを基にわたしらしい生き方応援課作成）

④　女性の就業率

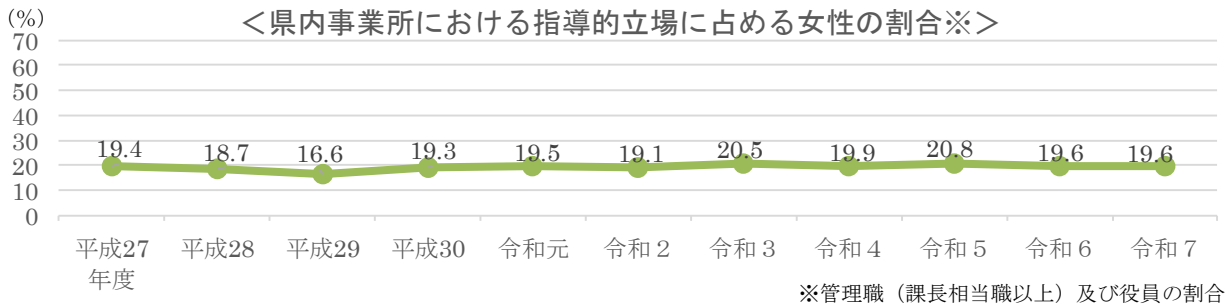
女性の就業率（25～44 歳）は平成 22 年時点では 68.0%でしたが、令和２年時点では 77.4%となるなど、M字カーブから台形に近づきつつあります。



（総務省「国勢調査」を基にわたしらしい生き方応援課作成）

⑤　管理職等指導的立場に占める女性の割合

女性活躍に向けた理解促進のための企業向けセミナーなどの実施により、企業における気運の醸成や職場環境の整備など一定の効果が出ているものの、指導的立場に占める女性の割合は 20%程度で横ばいで推移しています。



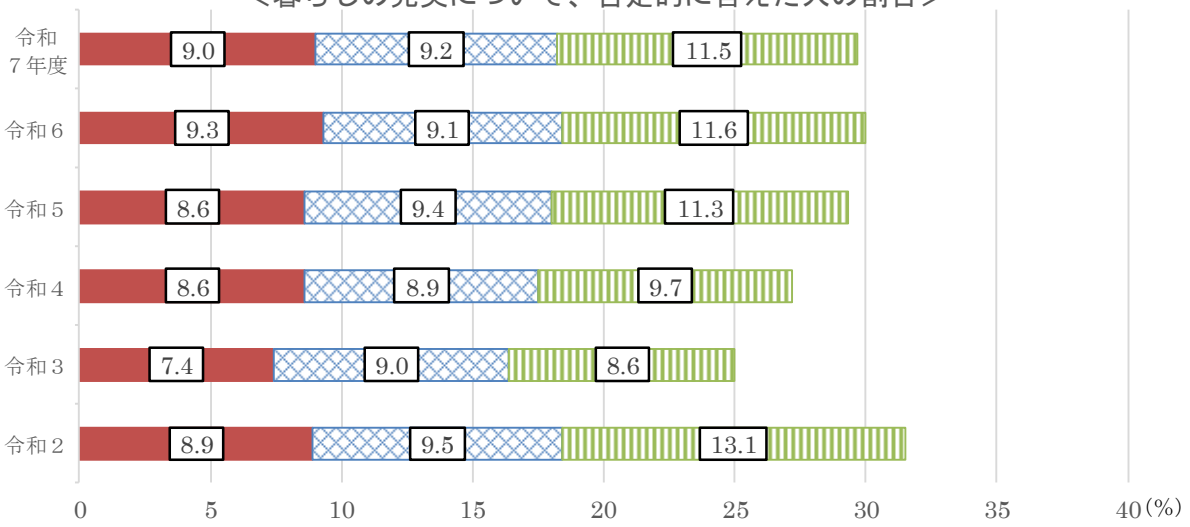
※管理職（課長相当職以上）及び役員の割合

（広島県「広島県職場環境実態調査」を基にわたしらしい生き方応援課作成）

⑥－１　「日々の仕事や生活に追われ、暮らしの充実は非現実的」と考える人の割合

暮らしの充実について、仕事が忙しくあきらめているなど、否定的に答えている人は令和７年度は 29.7%となっており、令和５年度以降、概ね横ばいとなっています。

＜暮らしの充実について、否定的に答えた人の割合＞

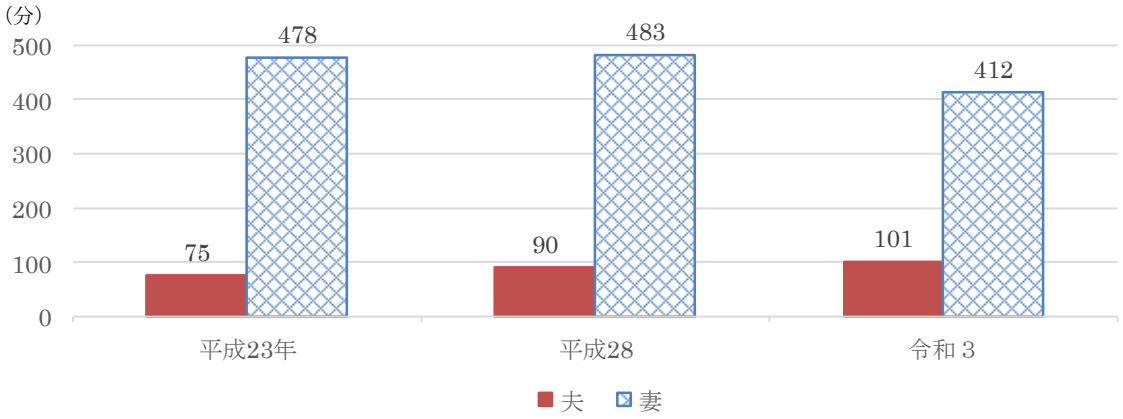


（広島県「生活の向上感、充実感に関する意識調査業務」を基にわたしらしい生き方応援課作成）

⑥－２　家事・育児等関連時間

広島県の夫の家事・育児等関連時間※は年々増加していますが、令和３年度では 101 分と妻（402 分）の約４分の１であり、妻に家事・育児等が偏っている傾向があります。

＜家事・育児等関連時間＞



※「家事」「介護・看護」「育児」「買い物」の時間の合計
対象は、６歳未満の子のいる世帯、子供と夫婦から成る世帯

（総務省「社会生活基本調査」を基にわたしらしい生き方応援課作成）

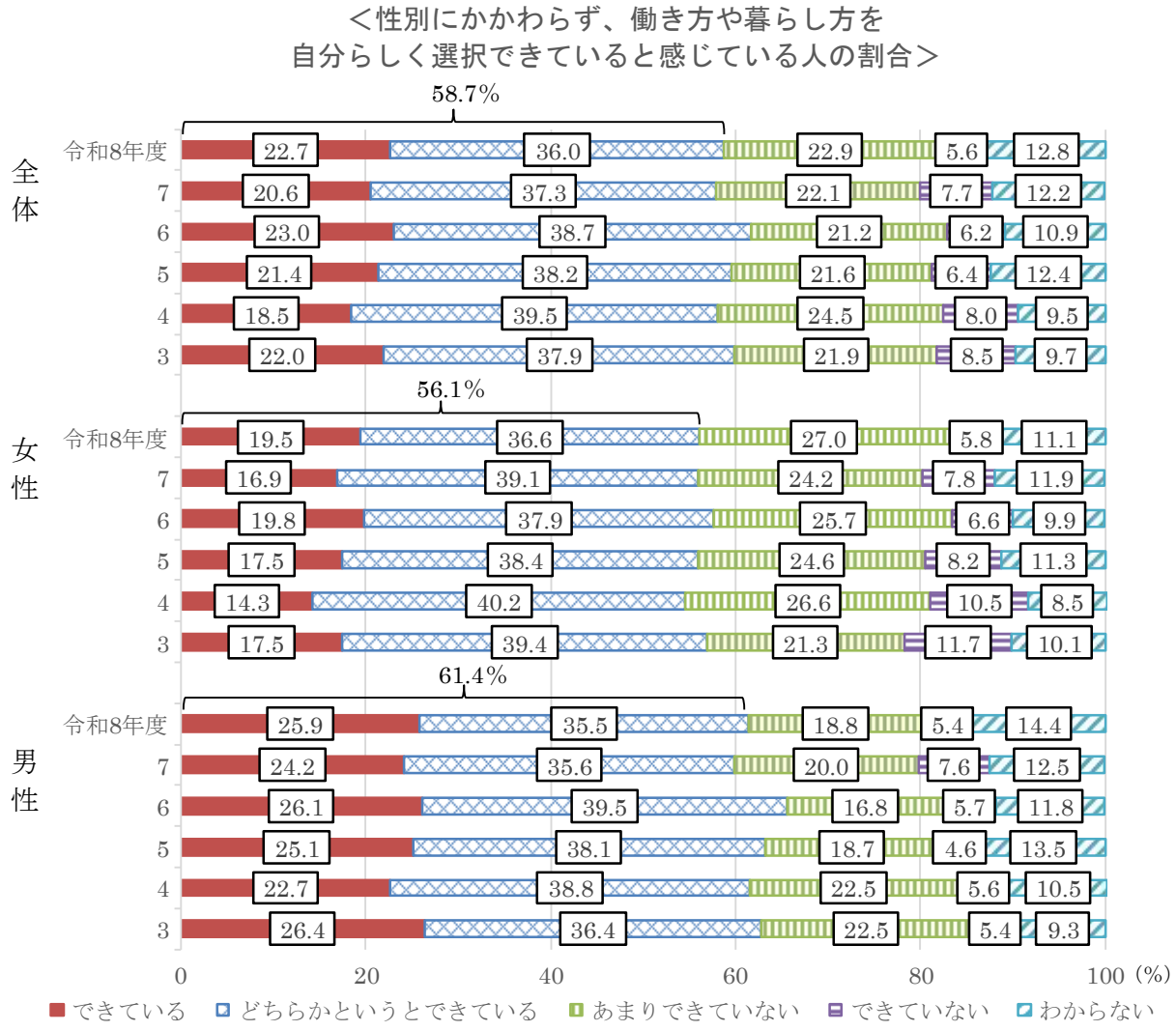
（2）　領域Ⅱ「男女双方の意識改革」

性別に関する固定観念の解消に向けた啓発や、ジェンダーの視点に配慮した表現に関するガイドラインの周知などを行いましたが、「性別にかかわらず働き方暮らし方を選択できている人の割合⑦は 60%前後で概ね横ばいとなっています。

また、主体的に仕事やライフスタイルを選択する意識を醸成するため、各高等学校の管理職や担当教員等へ「高校生のためのライフプランニング教育プログラム」⑧の活用の促進や指定研修での教材研究等を行いました。こうした取組を含むキャリア教育を通じて、ライフプランニングの方法と考え方を知り、主体的に自己の在り方・生き方について考えることを促す取組が広がっています。

⑦　性別にかかわらず、働き方や暮らし方を自分らしく選択できると感じている人の割合

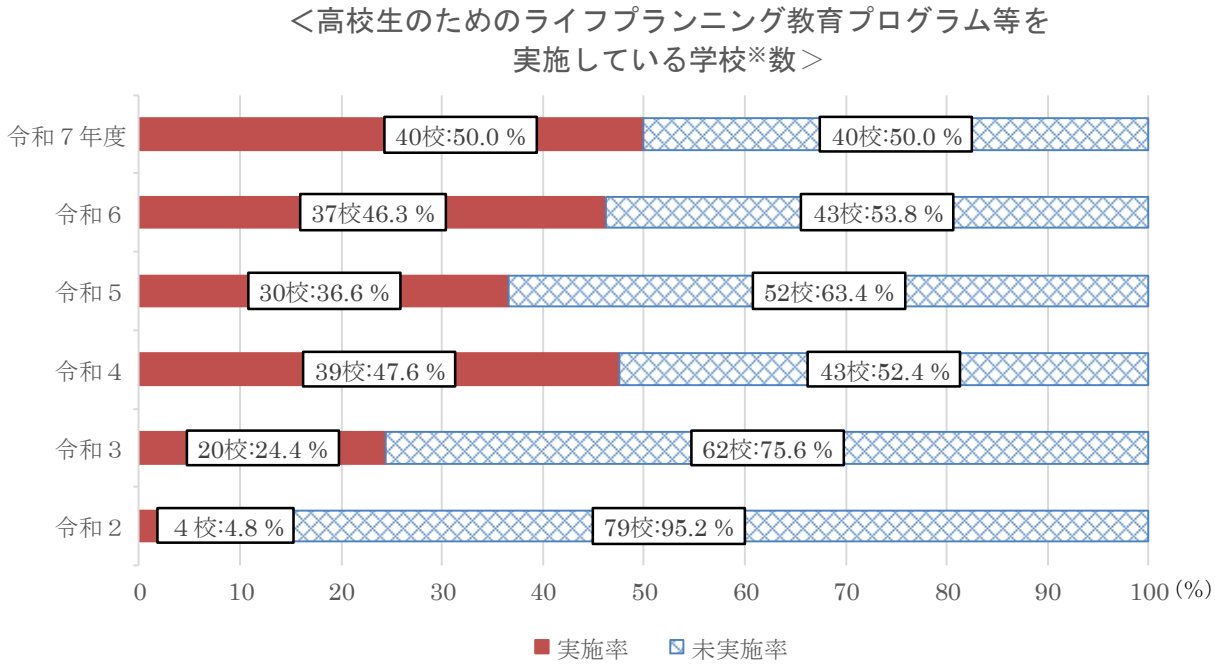
性別にかかわらず、働き方や暮らし方を自分らしく選択できていると感じている人は、令和8年度は全体で 58.7%と令和7年度から概ね横ばいで推移しており、男女別にみると、女性（56.1%）より男性（61.4%）の方が割合が高くなっています。



（広島県「男女双方の意識改革に係る調査」を基にわたしらしい生き方応援課作成）

⑧　「高校生のためのライフプランニング教育プログラム」

令和７年度にライフプランニング教育プログラム等を実施している県立高等学校は、80 校中 40 校（50.0%）となっており、令和６年度から概ね横ばいとなっています。



※学校数は県立高等学校（定時制・通信制・分校を含む）

（広島県教育委員会調べを基にわたしらしい生き方応援課作成）

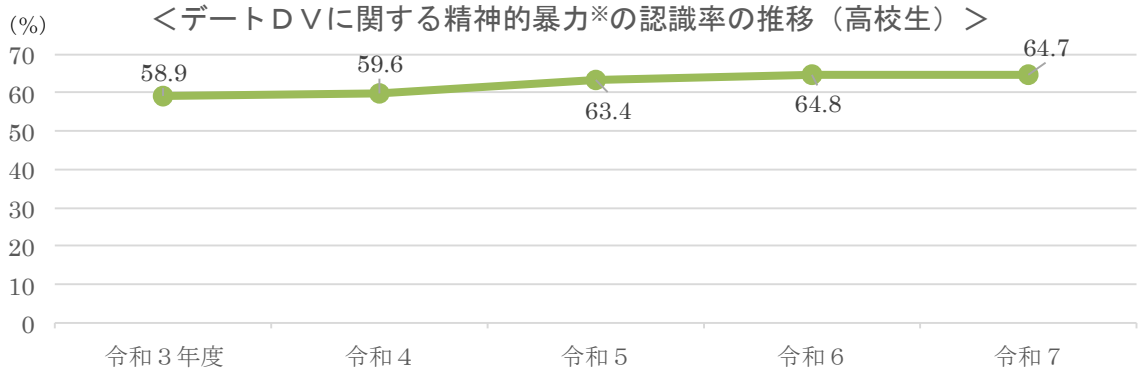
（３）　領域Ⅲ「安心して暮らせる環境の整備」

児童生徒へのデートＤＶやＳＮＳによる性被害等についての啓発活動、ひとり親家庭の実情に応じた支援及び様々なハラスメント防止のための企業等への啓発や相談窓口の周知などを行いました。高校生におけるデートＤＶに関する精神的暴力の認識率⑨は 60%前後で、またひとり親家庭における養育費の取り決め状況⑩は 40%台でそれぞれ横ばいとなっています。一方で、性被害ワンストップセンターひろしまの認知度⑪は令和５年度の県民への調査では 10%を下回っていましたが、令和８年度に実施した、性被害の多い若年層とその同居する保護者を対象とした別の調査では、約 25%となっています。

また、性的指向やジェンダーアイデンティティに関する公的な専門相談窓口である広島県女性総合センター（エソール広島）におけるＬＧＢＴ相談の支援と窓口の認知度向上の取組などを行いましたが、エソール広島におけるＬＧＢＴ相談件数⑫は 228 件（令和７年度）と令和６年度から減少しています。

⑨－１　高校生におけるデートＤＶに関する精神的暴力の認識率

デートＤＶについて、「交友関係や行先、電話・メール等を細かく監視する」「何を言っても長時間無視し続ける」等の精神的暴力について、「どんな場合でも暴力にあたると思う」と認識している割合は、60%前後と低い傾向にあります。



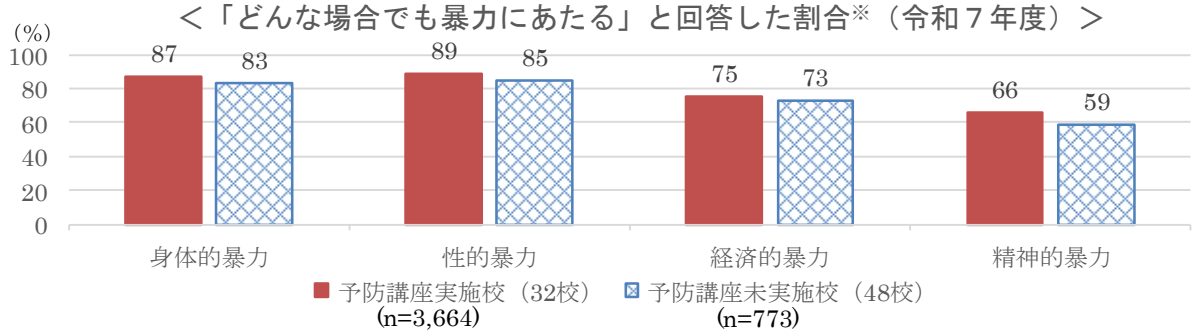
（広島県「若年層におけるデートＤＶに関する意識調査」を基にわたしらしい生き方応援課作成）

※精神的暴力：何を言っても長時間無視し続ける、交友関係や行先、電話・メールなどを細かく監視する、大声でどなる

⑨－２　高校生におけるデートＤＶに関する認識率

デートＤＶについて、身体的、性的暴力の認識率は高い一方で、精神的暴力の認識率が低い傾向があります。また、デートＤＶに関する予防講座を実施している高校では、それ以外の高校と比べて全体的にデートＤＶに対する認識率が高くなっています。

＜「どんな場合でも暴力にあたる」と回答した割合※（令和７年度）＞



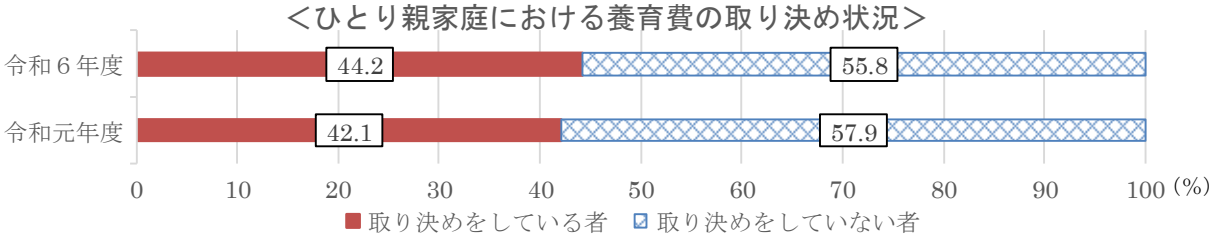
※次の項目において、「どんな場合でも暴力にあたると思う」と答えた人の割合
身体的暴力：平手で打つ、足でける、身体を傷つける可能性のあるものでなぐる、なぐるふりをしておどす、刃物などを突き付けておどす
性的暴力　：相手が嫌がっているのに性的な行為を強要する、見たくないのに無理にポルノビデオ等を見せる、避妊に協力しない
経済的暴力：デートの費用を無理やり払わせたりお金をせびる
精神的暴力：何を言っても長時間無視し続ける、交友関係や行先、電話・メールなどを細かく監視する、大声でどなる

（広島県「若年層におけるデートＤＶに関する意識調査」を基にわたしらしい生き方応援課作成）

⑩－１　ひとり親家庭における養育費の取り決め状況

県内の離婚等を理由とするひとり親家庭のうち、養育費について取り決めをしている割合は令和元年度及び令和６年度でいずれも40%台で大きな変化は見られません。養育費の取り決めをしていない理由としては、「相手と関わりたくないから」「相手に支払う能力がないと思ったから」の割合が高くなっています。

＜ひとり親家庭における養育費の取り決め状況＞

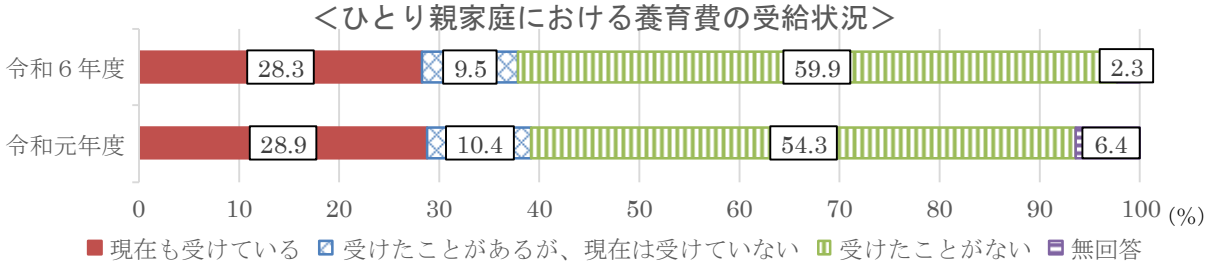


（広島県「ひとり親家庭等自立支援施策の需要調査」を基にわたしらしい生き方応援課作成）

⑩－２　ひとり親家庭における養育費の受給状況

ひとり親家庭の養育費の受給状況については、令和元年度及び令和６年度のいずれも、「現在も受けている」と回答した割合は30%弱で概ね横ばいで大きな変化は見られません。

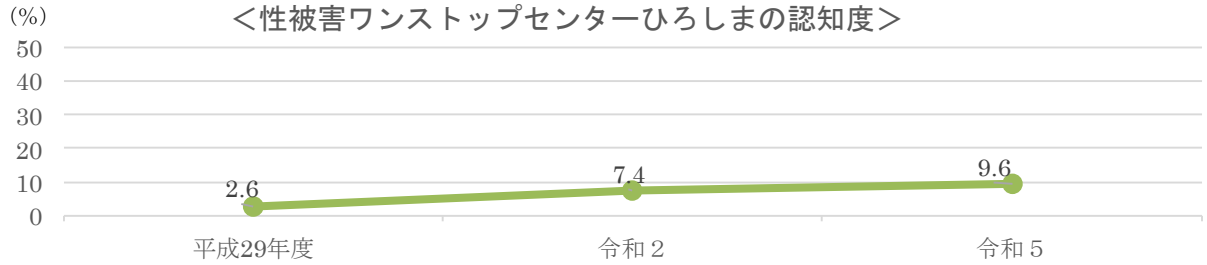
＜ひとり親家庭における養育費の受給状況＞



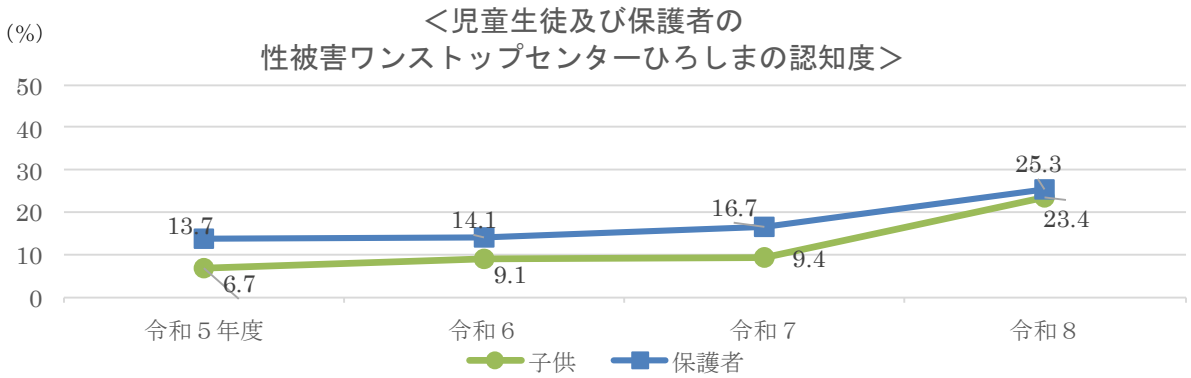
（広島県「ひとり親家庭等自立支援施策の需要調査」を基にわたしらしい生き方応援課作成）

⑩　性被害ワンストップセンターひろしまの認知度

性被害ワンストップセンターひろしまを知っている人の割合は、令和５年度の県民への調査では9.6%でしたが、令和８年度に実施した、若年層とその同居する保護者を対象とした別の調査では25%前後であり、性被害の多い年代やその保護者の間で認知度は高まりつつあります。



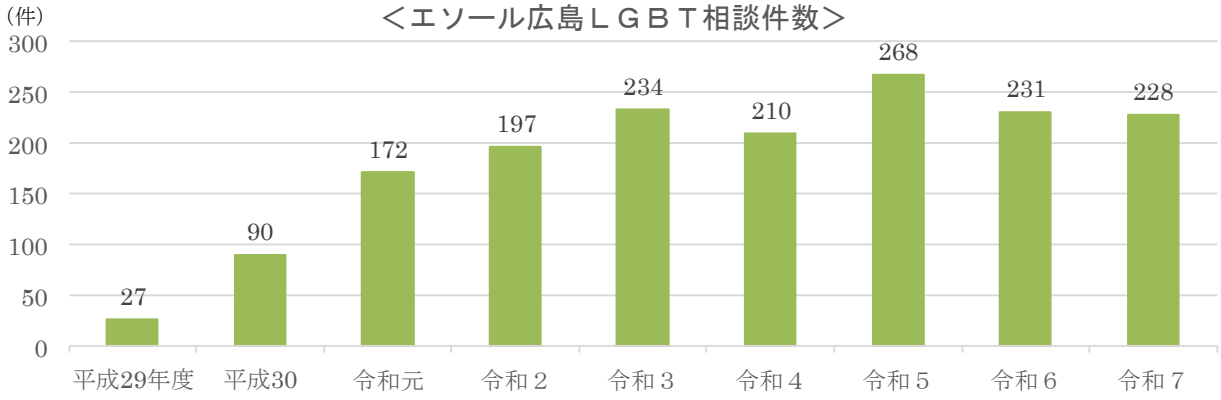
（広島県「広島県政世論調査」を基にわたしらしい生き方応援課作成）



（広島県「青少年のインターネット利用状況調査」を基にわたしらしい生き方応援課作成）

⑫　エソール広島におけるＬＧＢＴ相談件数

エソール広島では、ＬＧＢＴ相談を平成29年10月に月１回の電話相談で開設し、平成30年６月からは週１回に拡充して実施しています。令和７年度の相談件数は228件で令和６年度から概ね横ばいとなっており、相談内容は自身の性別違和や、性的マイノリティである周囲の人とのかかわり方など、多岐にわたっています。



（（公財）広島県男女共同参画財団調べを基にわたしらしい生き方応援課作成）

（４）　領域Ⅳ「推進体制の整備等」

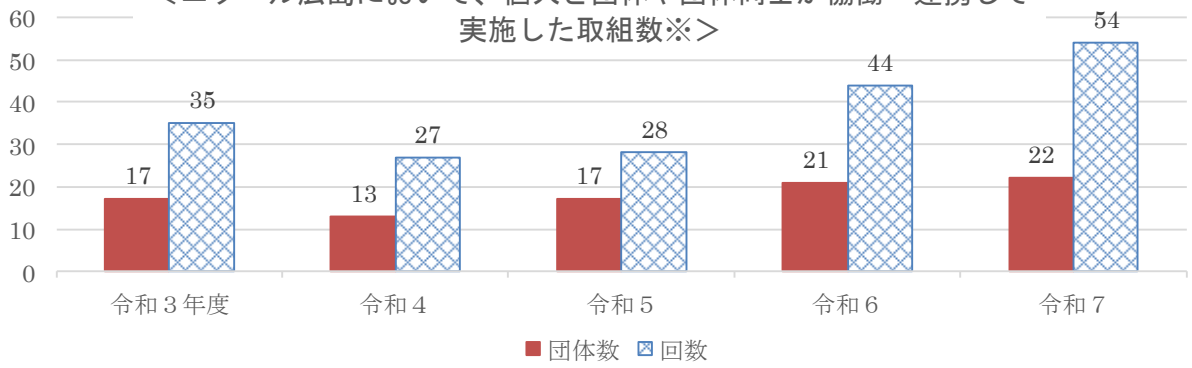
男女共同参画を一層進めるため、様々な団体や個人との連携の強化に取り組んだところ、エソール広島において民間企業等と連携したイベント⑬数は近年増加傾向にあります。

また、県審議会の女性登用率⑭の向上に向けた取組などを行いましたが、専門分野（業界）における各種団体の構成員に女性が少ないことや役職（宛て職）に女性が少ないことなどを理由に、女性の登用が進まない状況があります。

⑬　エソール広島におけるＬＧＢＴ相談件数

エソール広島において共催するなどにより連携した民間企業等の団体数、連携したイベント数は、令和４年度以降着実に増加してきています。

＜エソール広島において、個人と団体や団体同士が協働・連携して実施した取組数※＞



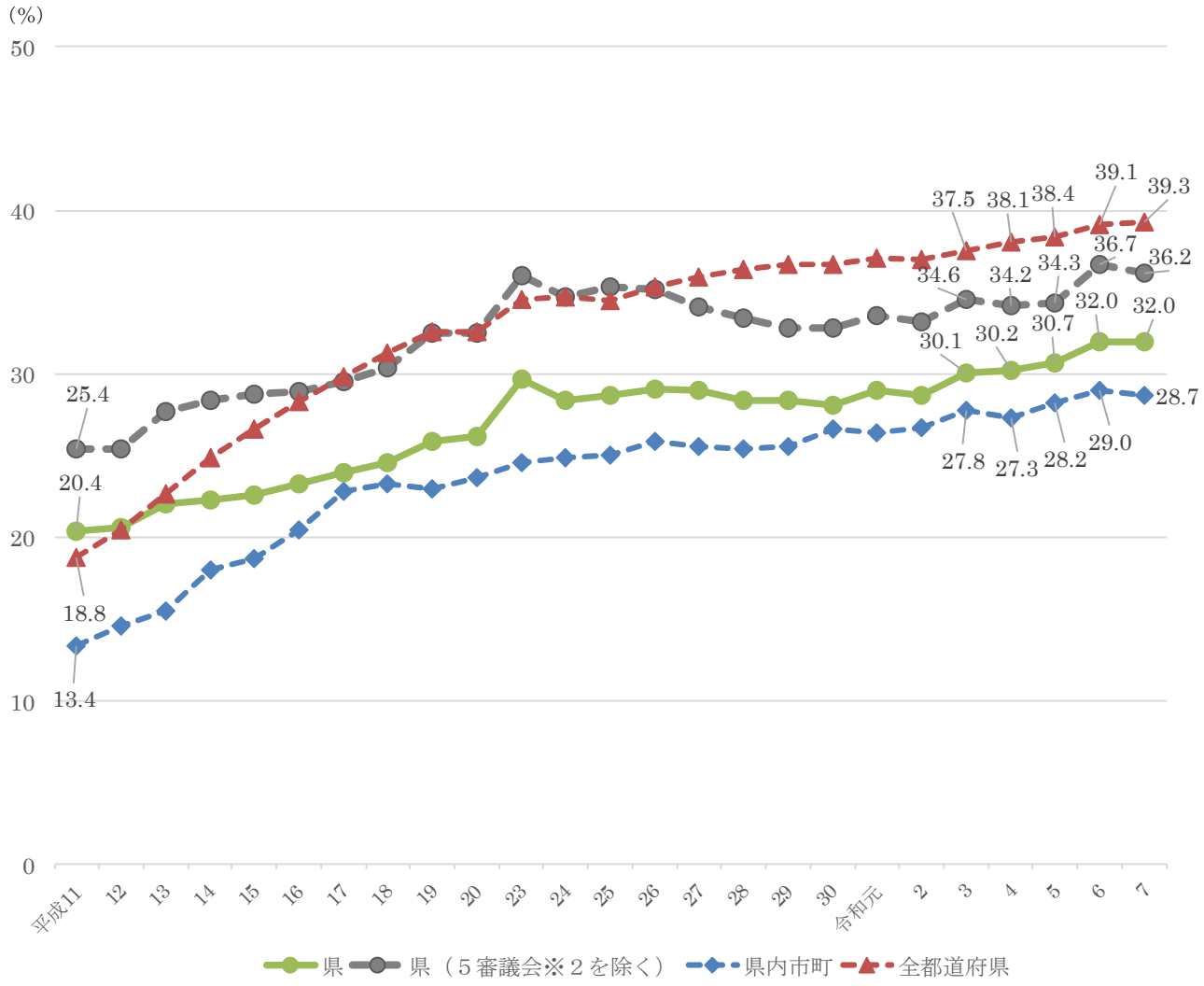
※関係機関と連携し、共催で事業実施したものを含む

（（公財）広島県男女共同参画財団調べを基にわたしらしい生き方応援課作成）

⑭　県審議会等の女性登用率

県の審議会等における女性委員の割合は、専門分野によっては女性人材が少数であることや、各審議会に関係する分野の各種団体においても女性の役職者が少数であることなどから伸び悩んでいます。

＜審議会等における女性委員の割合※１の推移（全国・県・市町）＞



※１　県は令和５年までは６月１日現在、令和６年からは４月１日現在
市町は４月１日現在（ただし、平成14、15年は３月31日現在）
県の委員数は専門委員、特別委員、臨時委員を含む

※２　法令等により構成員の職務分野が指定されている審議会
広島県防災会議、広島県国民保護協議会、
広島県石油コンビナート等防災本部、
広島県交通安全対策会議、広島県地方港湾審議会

（内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、
広島県人事課、広島県わたしらしい生き方応援課、広島県教育委員会、広島県警察本部調べを基に、
わたしらしい生き方応援課作成）

２　考慮すべき社会情勢の変化

（１）社会構造の動向・変化等

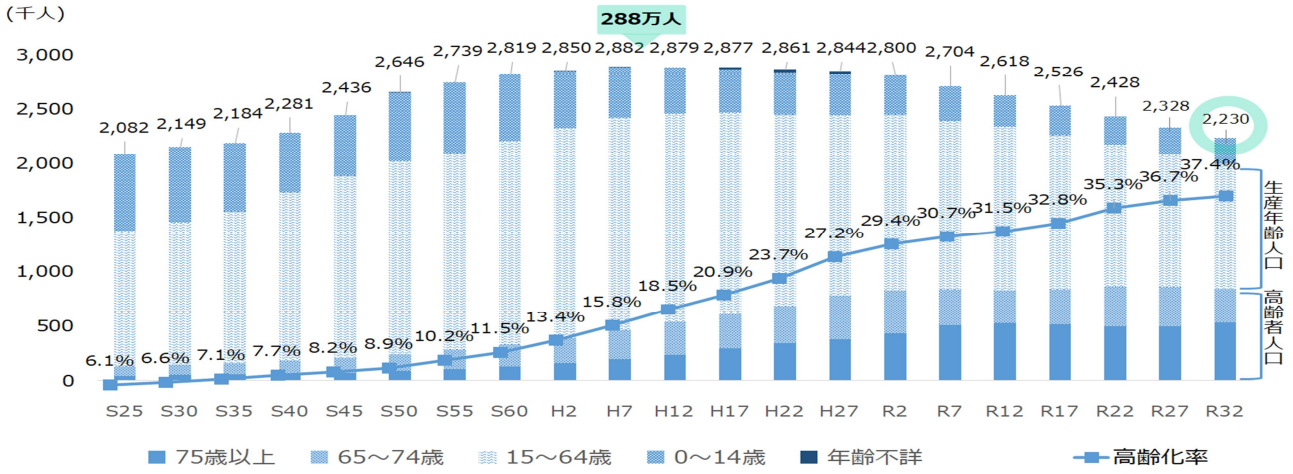
○　人口減少が続く中、労働力人口の不足や地域活動の担い手不足が深刻な課題となっており、地域の産業やコミュニティの持続可能性確保のため、性別にかかわらず誰もが、個性や能力を発揮できる環境整備が必要となっています。

広島県の将来人口の推計

本県の人口は、平成 10 年の 288 万人をピークに減少しており、令和 32 年にはピーク時から 65 万人減（△22.6%）の 223 万人になると推計されています。

また、生産年齢人口は令和２年から令和 32 年の 30 年間で 47 万人の減少が見込まれ、高齢者人口は令和 22 年にピークを迎えるまで緩やかに増加し、その後減少することが予想されています。

＜広島県の将来人口の推計＞



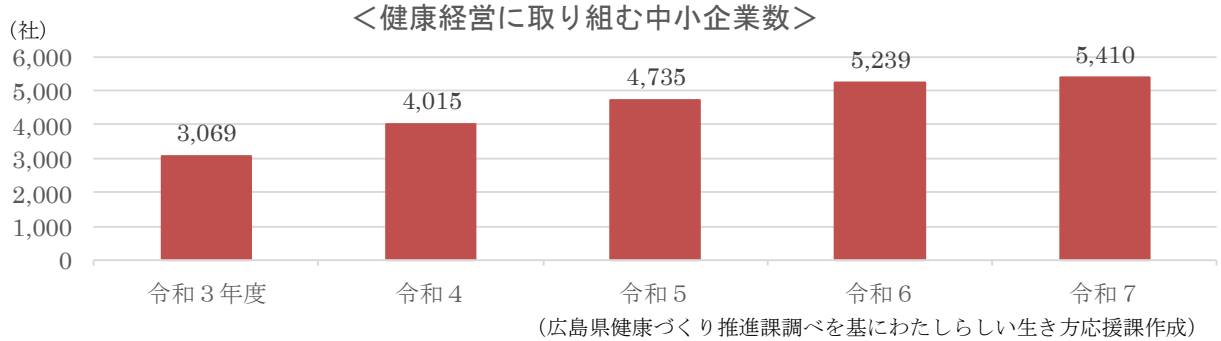
（令和２年度までは総務省「国勢調査」、令和２年度以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」を基に、わたしらしい生き方応援課作成）

○　女性活躍推進法の改正等、職場の女性活躍の裾野を拡大していくための法制度の整備が進む中、企業経営においては、人的資本経営や健康経営等への関心が高まっており、これらの経営手法を取り入れる事業者への支援が必要となっています。

健康経営に取り組む中小企業数

職場において働く女性が増加し、その活躍が一層期待されていることなどから、健康経営に取り組む中小企業数は年々増加しています。

＜健康経営に取り組む中小企業数＞

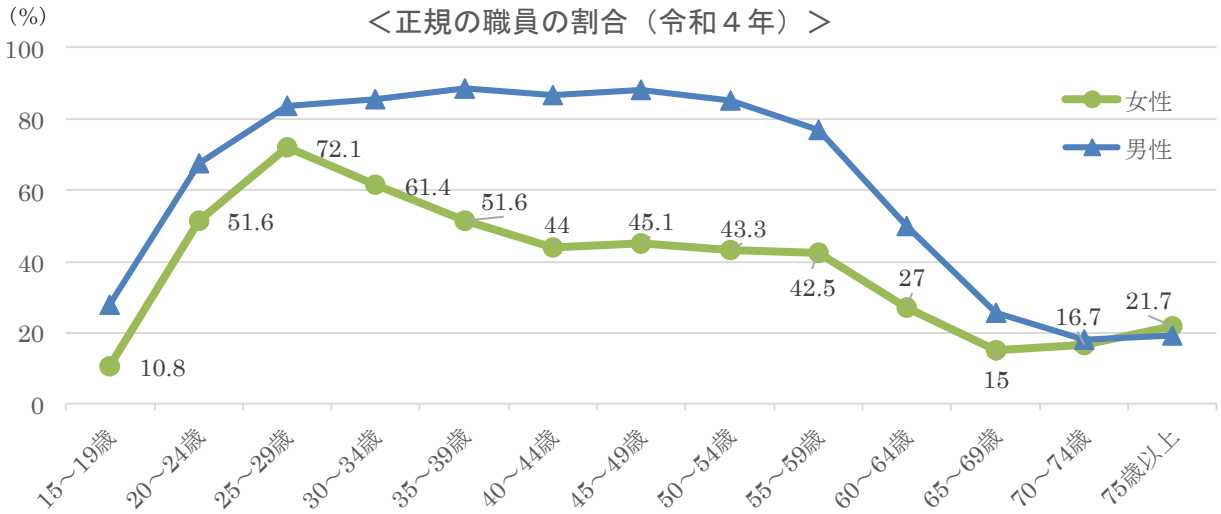


（広島県健康づくり推進課調べを基にわたしらしい生き方応援課作成）

○　また、女性の就業率は上昇し、「M字カーブ」は解消されつつある一方で、出産を契機に女性が非正規雇用化していることや、女性特有の健康課題に起因する望まない離職等を防ぐことが課題となっており、性別にかかわらず、育児や介護等のライフイベントに応じた多様な働き方や成長機会が得られる職場環境の整備等が必要とされています。

女性の正規の職員の割合

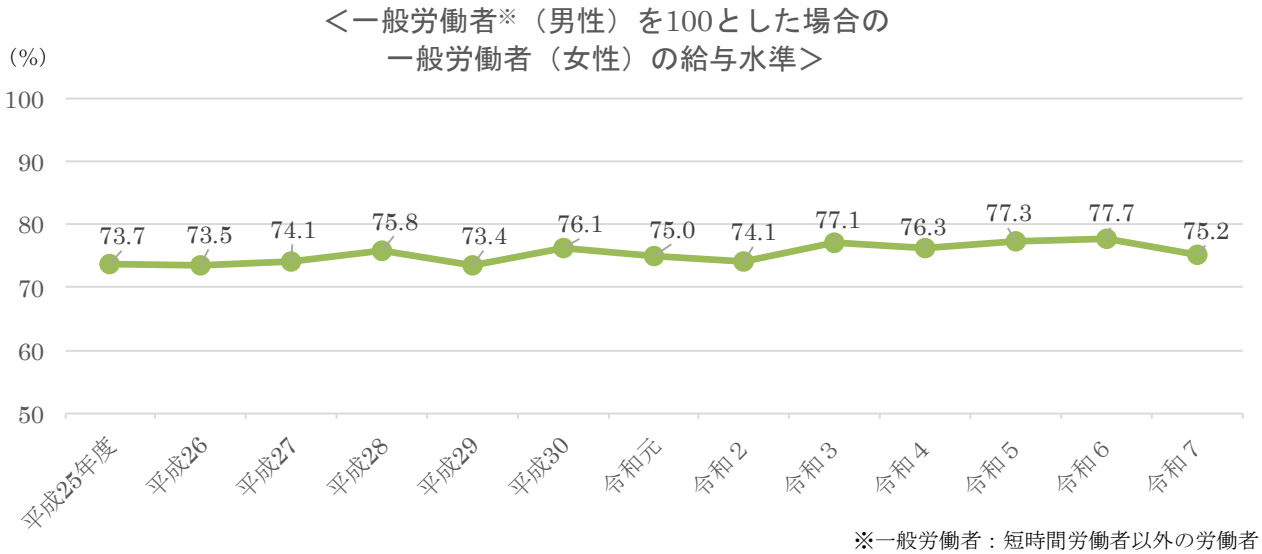
女性の正規雇用比率は20代後半をピークに、その後は右肩下がりで低下しています。これは、出産や育児等を契機に退職、または働き方を変え、非正規で働くケースが多いためであると考えられます。



（広島県統計課「令和４年就業構造基本調査結果の概要」を基にわたしらしい生き方応援課作成）

男女の賃金格差

一般労働者（男性）の平均所定内給与額を100とした場合、女性の平均所定内給与額は70%台で推移しています。

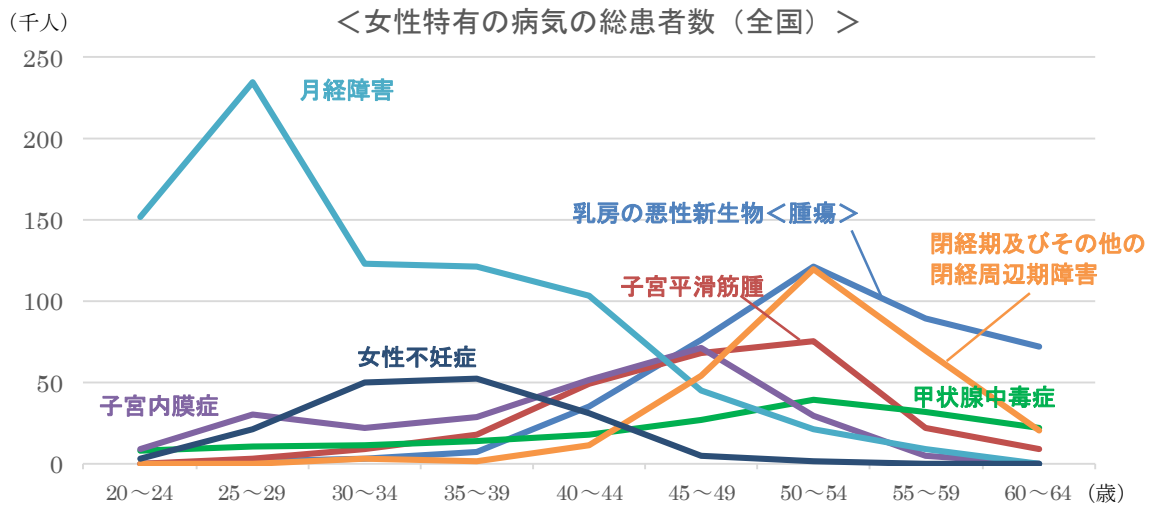


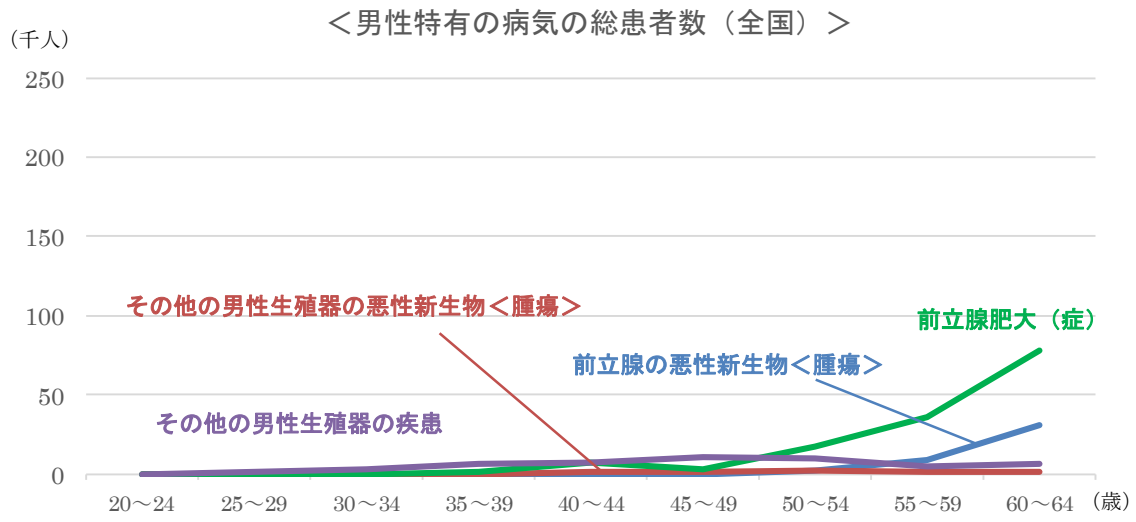
※一般労働者：短時間労働者以外の労働者

（厚生労働省「賃金構造基本統計調査」を基に広島県の状況についてわたしらしい生き方応援課作成）

女性特有、男性特有の健康課題

近年は、女性の就業率の増加、生涯出産数の減少による月経回数の増加、晩婚化等による初産年齢の上昇、平均寿命の伸長など様々な要因により女性の健康を脅かす疾病構造が変化しています。





（厚生労働省「令和５年患者調査」）を基にわたしらしい生き方応援課作成）

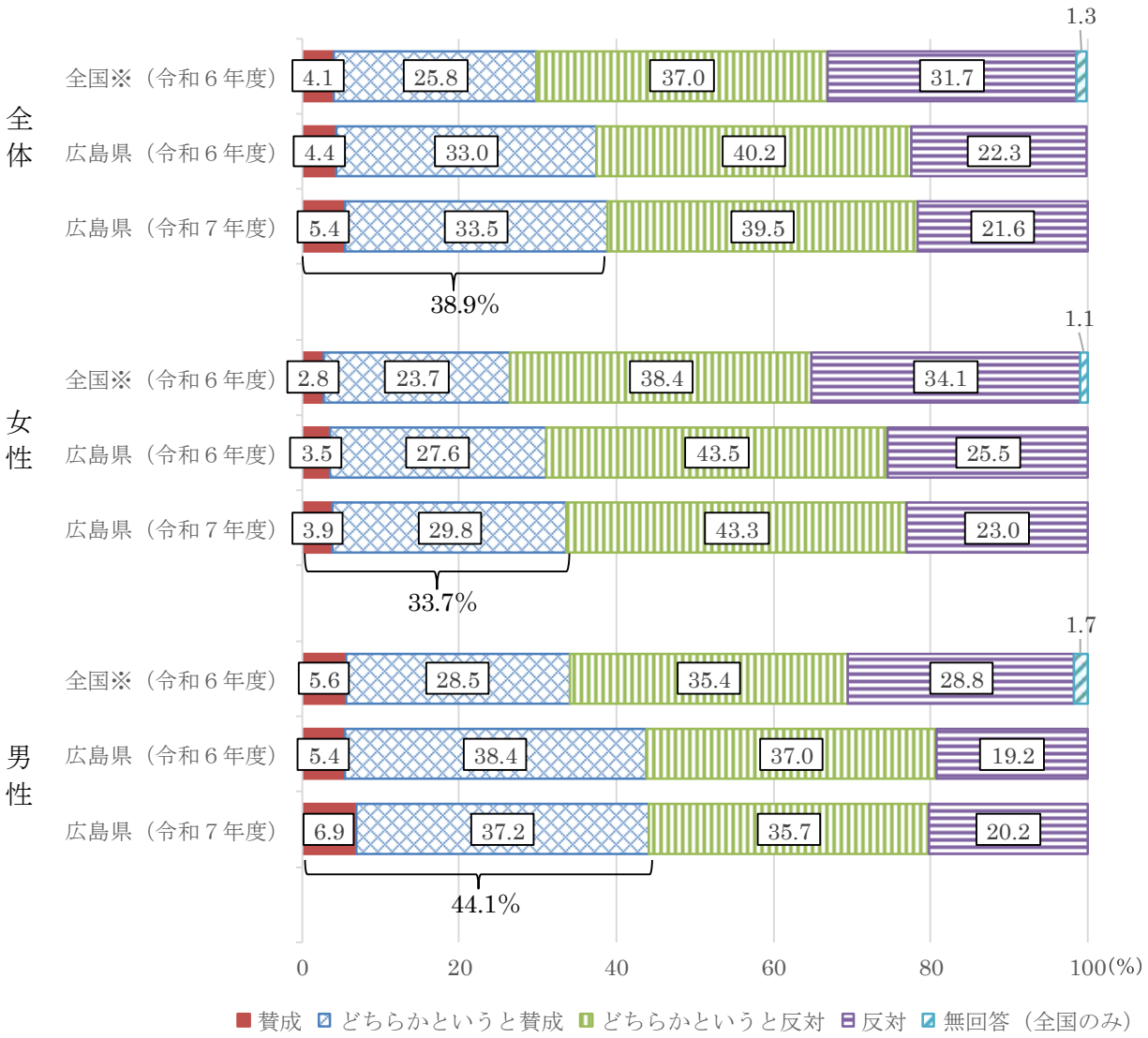
（２）意識・価値観の動向・変化

○　近年、若い世代でジェンダーに対する意識が高まっているものの、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった性別による固定的役割分担意識やアンコンシャス・バイアスが依然として根強く残っていることが、男女共同参画社会の実現における大きな障壁となっており、職場や地域社会、教育現場等において、ジェンダー平等に関する理解を深める取組が必要となっています。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方への意識

「賛成」及び「どちらかというと賛成」と回答した人の割合は男性が44.1%、女性が33.7%と、10.4ポイントの男女差が見られます。また全国平均と比較するとやや高い状況となっています。

＜「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方への意識に関する割合＞



※全国の全体と女性・男性別については、内閣府のデータを18～60代ベースで算出、割り戻して計算しているため概算値

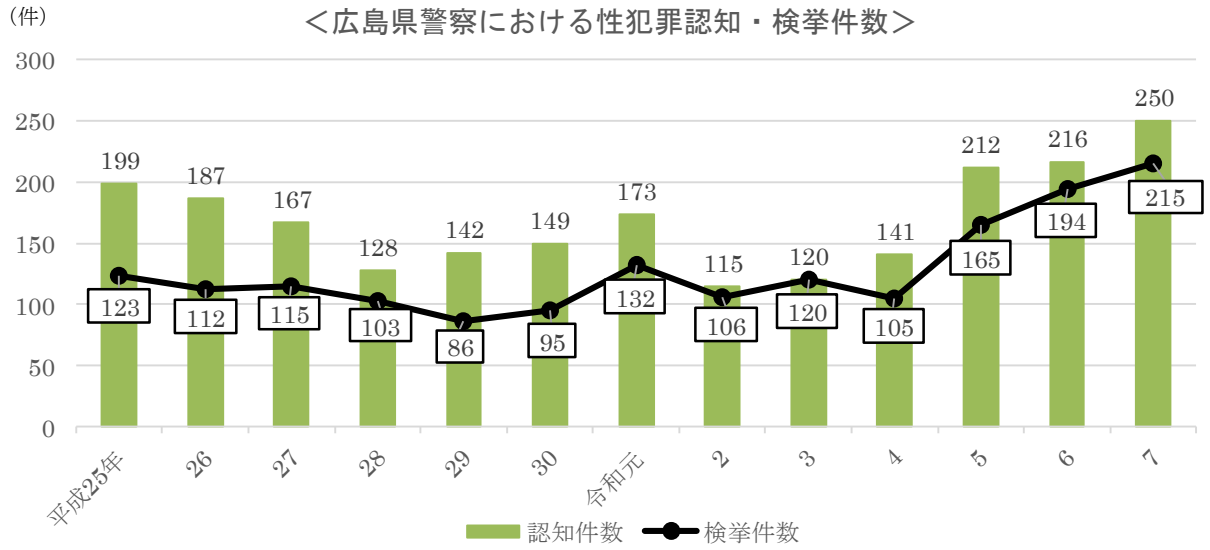
（広島県「男女双方の意識改革に係る調査」を基にわたしらしい生き方応援課作成）

（3）安全・安心に影響を与える様々な要因

○　性犯罪や性暴力、配偶者間の暴力（DV）、ストーカー行為、セクシュアルハラスメントなどが依然として後を絶っていません。また、近年では、SNSやインターネット上のコミュニケーションツールの普及に伴い、その被害は一層多様化しており、これらの被害を防ぐための啓発活動を進めるとともに、被害者が安心して相談できる支援体制の強化が求められています。

県警での性犯罪認知・検挙件数

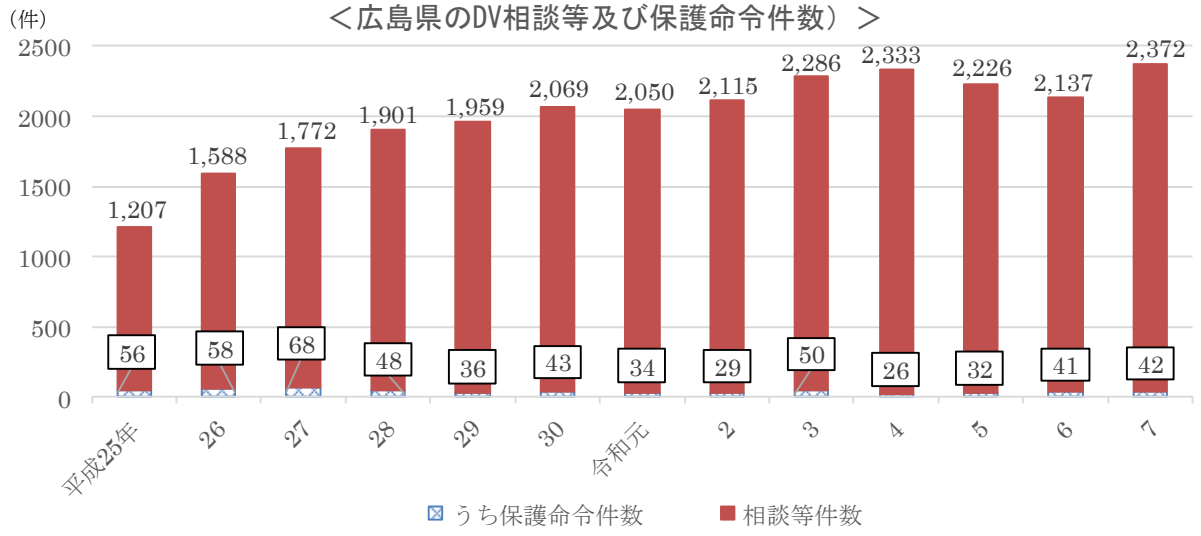
性犯罪の認知・検挙件数は令和４年以降増加傾向にあります。



（広島県警察本部調べを基にわたしらしい生き方応援課作成）

県警へのＤＶ相談等件数

県警へのDV相談件数は平成 30 年以降は 2,000 件を超えて概ね横ばいです。



（広島県警察本部調べを基にわたしらしい生き方応援課作成）

３　基本的な考え方と特に注力する事項

第５次計画においては、「仕事と暮らしの充実」、「男女双方の意識改革」、「安心して暮らせる環境の整備」、「推進体制の整備等」の各領域において取組を進め、特に、「性別にかかわらず誰もが安心して働き、活躍できる環境づくり」、「性別にかかわらない自分らしい暮らし方の実現に向けた男女双方の意識改革」、「性の多様性の尊重と県民理解の促進」に注力して取り組んできました。

第６次計画は、第５次計画の振り返りや考慮すべき社会情勢の変化、国の第６次男女共同参画基本計画、改正女性活躍推進法等を踏まえ、目指す姿の実現に向け、第５次計画の施策領域を踏襲しながら、今日的な課題への対応を進めていきます。

女性の就業率の上昇や保育所の待機児童数ゼロの達成、男性従業員の育児休業取得率の向上といった進捗はあるものの、依然として、男女間の管理職等指導的立場に占める割合の差や賃金格差が存在しているほか、家庭での家事・育児は女性に偏っていることなどから、性別にかかわらず誰もがライフイベントと両立しながら働くことができるよう、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方を促進し、女性の企業内での就業継続・登用促進や、出産や育児等により離職した女性の再就職の支援、男性の育児休業の取得促進などに取り組む必要があります。このほか、地域活動においても多様な意見の反映が進むよう意識啓発を行う必要があります。

性別による固定的役割分担意識やアンコンシャス・バイアスが根強く存在しており、家事・育児時間の男女差につながるなど、自分らしい生き方の実現の障壁となっており、こうした意識は、周囲からの影響を受けていると感じる人が少なくないことから、職場や地域、家庭といった個人を取り巻く環境にいる方を巻き込んだ情報発信を強化する必要があります。

若年層におけるデートＤＶの精神的暴力の認識の広がりや、ひとり親家庭における養育費の取り決め状況の改善といった進捗はあるものの、性被害等に関する相談窓口の認知度が低い等の課題があり、引き続き、被害防止の取組と被害者支援等の環境づくりを行う必要があります。また、性の多様性の尊重については、依然として、性的マイノリティの当事者が社会的に疎外されたり差別を受けるといった事例が後を絶たないため、引き続き、相談支援や理解促進に取り組む必要があります。この点においても「男は／女はこうであるべき」といった固定観念の延長線上に偏見や思い込みによる無理解が存在しており、県民に幅広く訴求していく必要があります。

こうした各施策を効果的なものとするためには、国や県内市町、企業、関係団体等と、引き続き連携しながら取組を進めていく必要があります。

そうすることで、性別にかかわらず誰もが、不合理な扱いを受けることなく、能力を発揮しながら安心して働くことができるとともに、仕事だけではなく、地域社会において活動の場や役割を持つことができるなど、それぞれのライフステージの各段階で、自分らしい選択により、仕事と暮らしの両方において、安心して、充実した生き方が実現できるよう、取組を行っていく必要があると考えています。

こうした考え方を踏まえ、この計画においては、次の４点を特に注力するポイントとして取り組みます。

① 女性が職場において意欲を持ってその力を発揮することができる環境づくり（一部新規）
② 地域社会における男女共同参画の推進（一部新規）
③ 性別にかかわらない自分らしい暮らし方の実現に向けた男女双方の意識改革（継続）
④ 性の多様性の尊重と県民理解の促進（継続）

４　目指す姿と施策の体系

（１）　５年後の目指す姿

「３　基本的な考え方と特に注力する事項」を踏まえ、５年後の目指す姿を次のとおり定めます。

領　域	５年後の目指す姿
Ⅰ　仕事と暮らしの充実	○　暮らしと両立できる職場環境整備に取り組む企業が増えるとともに、保育サービス等を安心して受けることができる環境づくりが進み、夫婦やパートナー同士が共に育児や介護等に参画し、誰もが、ライフイベントと両立して働くことができるなど、自らが望む働き方・暮らし方ができる環境が整っています。
	○　職場において、女性が責任ある業務や役割にチャレンジできる環境づくりが進み、また、妊娠や出産、更年期等のライフステージに応じた健康課題への対応も進むことで、就業継続や希望するキャリア形成が実現できる環境が整っています。
	○　地域活動等において、多様な意見を取り入れる取組が広がり、誰もが挑戦・活躍できる環境づくりが進んでいます。
Ⅱ　男女双方の意識改革	○　固定的な性別役割分担意識の解消や性別によるアンコンシャス・バイアスへの気づきにつながる取組が広がり、性別にかかわらず自分らしい選択ができる気運が醸成されています。
	○　地域の産業や文化、自然、暮らしと安全を支える仕事に触れるなど、体験的・実践的な教育活動が充実し、性別にかかわらず自己の在り方や生き方を考え、主体的に進路や職業、ライフスタイルを選択する意識が醸成されてきています。
Ⅲ　安心して暮らせる環境づくり	○　性被害やＤＶ、様々なハラスメントに対して、被害者や悩みを抱える方が安心して相談でき、支援を受けることができる体制が整備され、被害を抱え込むことなく、被害の回復・軽減が図られる環境が整いつつあります。また、若年層への性被害の予防に関する啓発等の取組により、被害防止に向けた環境づくりが進んでいます。
	○　ひとり親家庭等の理由により貧困や孤立・孤独など様々な困難を抱える方に対して、相談や必要な支援を受けることができる体制が整えられており、安心して生活できる環境づくりが進んでいます。
	○　性的マイノリティの方々が抱える悩みを安心して相談できる環境づくりが進むとともに、県民への正しい情報の提供等により、性的指向やジェンダーアイデンティティに関する理解が深まり、誰もが個性や能力を発揮でき、安心して暮らせる環境づくりが進んでいます。
Ⅳ　推進体制の整備等	○　市町間の情報共有や先進事例等の共有が図られるとともに、国や企業、団体等が連携しながら、より効果的な取組が行われています。また、個人を含む多様な主体が協働し、ジェンダー平等の実現に向けた活動が活発に行われています。
	○　県・市町の審議会等への女性登用が進み、政策・方針の立案及び決定過程等において、多様な意見が反映される環境が整っています。

（２）　施策体系

「（１）５年後の目指す姿」を分解して「基本となる施策の方向」を定め、これに基づいて取組を進めます。

領　域		基本となる施策の方向
Ⅰ	仕事と暮らしの充実	１　誰もが安心して自らが望む働き方や暮らし方にチャレンジできる環境づくり
		２　女性が職場において意欲を持ってその力を発揮することができる環境づくり
		３　地域社会における男女共同参画の推進
Ⅱ	男女双方の意識改革	１　性差に係る固定的な意識の解消
		２　主体的に仕事やライフスタイルを選択する意識の醸成
Ⅲ	安心して暮らせる環境づくり	１　ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない環境整備と被害者支援の充実
		２　貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
		３　性の多様性についての県民理解の促進と性的指向・ジェンダーアイデンティティにかかわらず安心して暮らせる環境づくり
Ⅳ	推進体制の整備等	１　市町や様々な団体等との連携強化による推進体制の整備
		２　政策・方針の立案及び決定過程における多様な意見の反映

５　モニタリング指標

目標値は設定しないものの「目指す姿」に向けて、各施策領域に設定する成果指標と併せて、次の指標が上昇していくよう動向を注視します。

指標名	現状値（R７）
性別にかかわらず、働き方や暮らし方を自分らしく選択できている人の割合	58.0%
男女間賃金格差の割合（男性の給与額を 100 としたときの女性の給与額の割合）	75.2%